

耕種農家と畜産農家に給付金を支給します

市では、物価高騰の影響を受けている耕種農家と畜産農家を対象に、農業者の負担軽減を目的とした給付金を支給します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

耕種農家等支援給付金

対象者 全てに当てはまる個人または法人（自給農家と家庭菜園は対象外）

- ・市に住民登録がある個人、または市に事業所か農場がある法人で、市畜産農家支援給付金や他の自治体で同じ補助金などを受けていない
- ・農産物を生産・販売し、令和7年1～12月に農業経費として種苗費、肥料費、飼料費、農業衛生費、諸材料費、動力光熱費を合計で5万円以上支出している個人、または10万円以上支出している法人

給付額 5万円 / 1経営体
10万円 / 1法人



畜産農家支援給付金

対象者 全てに当てはまる個人または法人

- ・市に住民登録がある個人、または市に本所を置き、人吉球磨に農場がある法人で、他の自治体で同じ補助金などを受けていない
- ・市へ家畜伝染病予防法に基づく定期報告の提出義務を負う個人または法人
- ・畜産を営み、交付申請後も営農を続ける個人または法人

給付額 次の表で定める額の合計額(上限100万円)

種類	給付額 (1頭/1羽当たり)	上限
乳用牛	10,000円	100頭
肉用牛	10,000円	100頭
養豚	2,000円	500頭
養鶏	100円	10,000羽

申請について

申請書類

- ① 本人確認書類の写し
- ② 令和7年1～12月の所得税確定申告または住民税申告に使用した収支内訳書（農業所得用）の写し（畜産農家支援給付金は不要）
- ③ 申請書兼請求書
- ④ 誓約書
- ⑤ 通帳の写し（口座の名義と番号が分かるページ・電子口座通帳を含む）
- ⑥ 印鑑（シャチハタ不可）
- ⑦ そのほか市長が必要と認める書類

※各書類は、申請者と同じ名義であることが必須です。

※③と④の様式は、市ホームページまたは申請会場にあります。

問合せ

耕種農家等支援給付金：市農業振興課農政係 ☎22-2111 内線2111
畜産農家支援給付金：市農業振興課農畜産係 ☎22-2111 内線2503

申請期間

① 5月12日（火）～25日（月）（土・日曜除く）
※校区で受付日が決まっています

対象校区	日程（5月）
東・西	12日（火）・19日（火）
中原	13日（水）・20日（水）
西瀬	14日（木）・21日（木）
東間	15日（金）・22日（金）
大畑・矢岳	18日（月）・25日（月）

② 5月26日（火）～6月30日（火）（土・日曜除く）

申請時間

午前9時～11時30分、午後1時30分～4時30分

申請場所

- ① 市役所2階201大会議室
 - ② 市農業振興課（市役所2階2-5番窓口）
- ※2つの給付金を同時に受け取ることはできません。どちらか一方の給付金を申請してください。

▶ 耕種農家等支援給付金

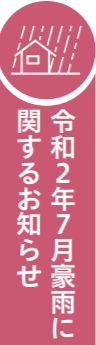


▶ 畜産農家支援給付金



情報ひろば

内容が変更になることがあります。
詳しくはお問い合わせください。



令和2年7月豪雨に
関するお知らせ

被災者の証明書などの発行手数料は利用目的を確認して免除します

これまで災害で住宅に被害を受けた人の証明書などの交付手数料は利用目的に関係なく免除してきました。4月からは、証明書が災害復旧を目的とした利用であることを確認して免除しています。

対象手続き



▲市ホームページ

6月定例市議会を傍聴しませんか？

市議会では、議会活動や市政の方向性が分かる本会議の様子をYouTubeで配信しています。ご家庭のパソコンやスマートフォン、タブレット端末、各コミセンでご覧ください。利用状況によってはコミセンで視聴できない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

議会日程（予定）

- ◎ 6月1日（月） 開会・提案理由説明
- ◎ 6月11日（木）・12日（金）・15日（月） 一般質問
- ◎ 6月24日（水） 委員長報告・採決・閉会

※日程などは変更する場合があります。

時間 原則午前10時～

場所 市役所4階議場

傍聴方法 傍聴席入口にある用紙に、住所・氏名（団体の場合は団体名・人数）を記入し、備え付けの箱に投函して入室してください。

※傍聴時に事前の許可が必要



軽自動車税が減免されます

障がいのある人1人につき1台の軽自動車税が減免されます。忘れずに手続きをしてください。

※申請前に納付した場合は減税対象になりません。

申請期限 6月1日（月）

申請場所 市税務課諸税係（市役所1階3番窓口）

減免要件

- ・障がい者本人が所有する軽自動車か生計を同じくする人が所有する軽自動車
- ・障がい者だけで構成される世帯の人を常時介護する人が所有する軽自動車

※令和8年度から要件が緩和されました。障害等級も一部拡充しています。詳しくは、



▲議会情報

自動車税の納付は6月1日（月）まで

自動車の納税通知書を5月初めに郵送します。納期限までに金融機関やコンビニ、球磨地域振興局などで納付してください。

クレジットカード決済で納付する場合は、「地方税お支払いサイト」を利用してください。利用方法など詳しくは、納税通知書に同封しているお知らせをご覧ください。

納期限 6月1日（月）

問合せ 県南広域本部取税課 ☎0965-33-2184